

福岡県公報

令和二年十二月二十五日
第百六十三号
増刊
①

目次

条 例 (第四十九号―第五十一号)

○福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例 (生活衛生課) ……………一

○福岡県緊急経済対策資金信用保証料補填臨時基金条例 (中小企業振興課) ……………四

○福岡県農林水産関係手数料条例及び大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の一部を改正する条例 (畜産課) ……………四

再 掲

○福岡県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ……………五

○福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ……………六

○福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁財務課) ……………六

○福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課) ……………七

公布された条例のあらまし

◇福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例 (保険医療介護部生活衛生課)

1 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の制定により、営業にあたり許可を要する業種が見直されたこと等に

伴い、新たに設定された営業許可業種の営業の許可の申請に対する審査に係る手数料について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
2 一の条例は、令和三年六月一日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

◇福岡県緊急経済対策資金信用保証料補填臨時基金条例 (商工部中小企業振興課)

1 令和二年新型コロナウイルス感染症による影響の拡大により、著しい信用収縮が生じた中小企業者の信用保証料の負担を軽減することを目的とし、信用保証料補填の財源に充てるため、地方自治法第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県緊急経済対策資金信用保証料補填臨時基金を設置することとした。
2 一の条例は、公布の日から施行することとした。
二 この条例は、令和八年三月三十一日限り、その効力を失い、失効の際現に基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付することとした。

◇福岡県農林水産関係手数料条例及び大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の一部を改正する条例 (農林水産部畜産課)

1 家畜改良増殖法施行規則等の一部を改正する省令等の制定に伴い、家畜人工授精所開設許可証の書換え交付申請に対する審査に係る手数料等について定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十九号

福岡県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県保健福祉関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第十三号)の一部を次のよう

に改正する。

別表一の五の項から三四の項までを次のように改める。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| <p>二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条の規定による飲食店営業の許可の申請に対する審査</p> <p>飲食店営業許可申請手数料</p> <p>一 常設営業の場合 一六、〇〇〇円 二 常設営業の許可更新の場合 一、二、〇〇〇円 三 露店又は仮設営業の場合 八、〇〇〇円 四 露店又は仮設営業の許可更新の場合 六、〇〇〇円 五 臨時営業の場合 二、四〇〇円</p> | <p>三 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による調理の機能を有する自動販売機の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査</p> <p>調理の機能を有する自動販売機営業許可申請手数料</p> <p>一 新規許可の場合 九、六〇〇円 二 許可更新の場合 七、二〇〇円</p> | <p>四 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による食肉販売業の許可の申請に対する審査</p> <p>食肉販売業許可申請手数料</p> <p>一 新規許可の場合 九、六〇〇円 二 許可更新の場合 七、二〇〇円</p> | <p>五 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による魚介類販売業の許可の申請に対する審査</p> <p>魚介類販売業許可申請手数料</p> <p>一 新規許可の場合 九、六〇〇円 二 許可更新の場合 七、二〇〇円</p> | <p>六 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査</p> <p>魚介類競り売り営業許可申請手数料</p> <p>一 新規許可の場合 二一、〇〇〇円 二 許可更新の場合 一五、七〇〇円</p> | <p>七 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による集乳業の許可の申請に対する審査</p> <p>集乳業許可申請手数料</p> <p>一 新規許可の場合 九、六〇〇円 二 許可更新の場合 七、二〇〇円</p> |
|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | |
|---|---|--|--|--|--|--|--|
| <p>八 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による乳処理業の許可の申請に対する審査</p> <p>乳処理業許可申請手数料</p> <p>一 新規許可の場合 二一、〇〇〇円 二 許可更新の場合 一五、七〇〇円</p> | <p>九 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査</p> <p>特別牛乳搾取処理業許可申請手数料</p> <p>一 新規許可の場合 二一、〇〇〇円 二 許可更新の場合 一五、七〇〇円</p> | <p>一〇 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による食肉処理業の許可の申請に対する審査</p> <p>食肉処理業許可申請手数料</p> <p>一 新規許可の場合 二一、〇〇〇円 二 許可更新の場合 一五、七〇〇円</p> | <p>一一 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査</p> <p>食品の放射線照射業許可申請手数料</p> <p>一 新規許可の場合 二一、〇〇〇円 二 許可更新の場合 一五、七〇〇円</p> | <p>一二 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による菓子製造業の許可の申請に対する審査</p> <p>菓子製造業許可申請手数料</p> <p>一 新規許可の場合 一四、〇〇〇円 二 許可更新の場合 一〇、五〇〇円</p> | <p>一三 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定によるアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査</p> <p>アイスクリーム類製造業許可申請手数料</p> <p>一 新規許可の場合 一四、〇〇〇円 二 許可更新の場合 一〇、五〇〇円</p> | <p>一四 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による乳製品製造業の許可の申請に対する審査</p> <p>乳製品製造業許可申請手数料</p> <p>一 新規許可の場合 二一、〇〇〇円 二 許可更新の場合 一五、七〇〇円</p> | <p>一五 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査</p> <p>清涼飲料水製造業許可申請手数料</p> <p>一 新規許可の場合 二一、〇〇〇円 二 許可更新の場合 一五、七〇〇円</p> |
|---|---|--|--|--|--|--|--|

| | | | |
|----|---|--------------------|--|
| 一六 | 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による食品製造業の許可の申請に対する審査 | 食肉製品製造業許可申請手数料 | 新規許可の場合 二 許可更新の場合 一五、七〇〇円 |
| 一七 | 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による水産製品製造業の許可の申請に対する審査 | 水産製品製造業許可申請手数料 | 新規許可の場合 一六、〇〇〇円 二 許可更新の場合 一一、〇〇〇円 |
| 一八 | 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による氷雪製造業の許可の申請に対する審査 | 氷雪製造業許可申請手数料 | 新規許可の場合 二 許可更新の場合 一五、七〇〇円 |
| 一九 | 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による液卵製造業の許可の申請に対する審査 | 液卵製造業許可申請手数料 | 新規許可の場合 二 許可更新の場合 一四、〇〇〇円 一〇、五〇〇円 |
| 二〇 | 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による食用油脂製造業の許可の申請に対する審査 | 食用油脂製造業許可申請手数料 | 新規許可の場合 二 許可更新の場合 一一、〇〇〇円 一五、七〇〇円 |
| 二一 | 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定によるみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査 | みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料 | 新規許可の場合 二 許可更新の場合 一六、〇〇〇円 一一、〇〇〇円 |
| 二二 | 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による酒類製造業の許可の申請に対する審査 | 酒類製造業許可申請手数料 | 新規許可の場合 二 許可更新の場合 一六、〇〇〇円 一一、〇〇〇円 |
| 二三 | 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による豆腐製造業の許可の申請に対する審査 | 豆腐製造業許可申請手数料 | 新規許可の場合 二 許可更新の場合 一四、〇〇〇円 一〇、五〇〇円 |

| | | | |
|----|--|-------------------|--|
| 二四 | 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による納豆製造業の許可の申請に対する審査 | 納豆製造業許可申請手数料 | 新規許可の場合 二 許可更新の場合 一四、〇〇〇円 一〇、五〇〇円 |
| 二五 | 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による麺類製造業の許可の申請に対する審査 | 麺類製造業許可申請手数料 | 新規許可の場合 二 許可更新の場合 一四、〇〇〇円 一〇、五〇〇円 |
| 二六 | 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定によるそうざい製造業の許可の申請に対する審査 | そうざい製造業許可申請手数料 | 新規許可の場合 二 許可更新の場合 二一、〇〇〇円 一五、七〇〇円 |
| 二七 | 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査 | 複合型そうざい製造業許可申請手数料 | 新規許可の場合 二 許可更新の場合 二一、〇〇〇円 一五、七〇〇円 |
| 二八 | 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査 | 冷凍食品製造業許可申請手数料 | 新規許可の場合 二 許可更新の場合 二一、〇〇〇円 一五、七〇〇円 |
| 二九 | 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査 | 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料 | 新規許可の場合 二 許可更新の場合 二一、〇〇〇円 一五、七〇〇円 |
| 三〇 | 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による漬物製造業の許可の申請に対する審査 | 漬物製造業許可申請手数料 | 新規許可の場合 二 許可更新の場合 一四、〇〇〇円 一〇、五〇〇円 |
| 三一 | 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査 | 密封包装食品製造業許可申請手数料 | 新規許可の場合 二 許可更新の場合 二一、〇〇〇円 一五、七〇〇円 |

| | | | |
|----|---|----------------|--|
| 三二 | 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による食品の小分け業の許可の申請に対する審査 | 食品の小分け業許可申請手数料 | 新規許可の場合 九、六〇〇円 許可更新の場合 七、二〇〇円 |
| 三三 | 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定による添加物製造業の許可の申請に対する審査 | 添加物製造業許可申請手数料 | 新規許可の場合 二一、〇〇〇円 許可更新の場合 一五、七〇〇円 |
| 三四 | 削除 | | |

別表中一七六の項から一八〇の項までを削り、一八一の項を一七六の項とし、一八二の項を一七七の項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十二年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の食品衛生法第五十二条第一項の規定による許可を受けている者が、この条例の施行の日以降引き続き当該許可を受けている営業を営もうとして、食品衛生法第五十五条第一項の規定による許可を受けようとする場合の手数料については、許可更新の場合の手数料を納付するものとする。

福岡県緊急経済対策資金信用保証料補填臨時基金条例をここに公布する。

令和二年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十号

福岡県緊急経済対策資金信用保証料補填臨時基金条例

(設置)

第一条 令和二年新型コロナウイルス感染症による影響の拡大により、著しい信用収縮が生じた中小企業者の信用保証料の負担を軽減することを目的とし、信用保証料補填

の財源に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県緊急経済対策資金信用保証料補填臨時基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、令和八年三月三十一日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効の際現に基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

福岡県農林水産関係手数料条例及び大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第五十一号

福岡県農林水産関係手数料条例及び大規模災害の被災者に対する使用料及
び手数料の免除等に関する条例の一部を改正する条例

(福岡県農林水産関係手数料条例の一部改正)

第一条 福岡県農林水産関係手数料条例(平成十二年福岡県条例第二十八号)の一部を
次のように改正する。

第三条中「四五の項」を「四七の項」に改める。

別表第一中四五の項を四七の項とし、二〇の項から四四の項までを二項ずつ繰り下
げ、同表一九の項中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に、「結核病」を「結核」に、
「ひな白痢」を「家さんサルモネラ症」に、「鶏マイコプラズマ病」を「鳥マイコプ
ラズマ症」に改め、同項を同表二一の項とし、同表中一八の項を二〇の項とし、一四
の項から一七の項までを二項ずつ繰り下げ、一三の項の次に次のように加える。

| | | | |
|---|----------------------|-----------------|-------|
| 一四 家畜改良増殖法施行規則(昭和三十八年農林省令第九十六号)第三十八条第一項の規定による家畜人工授精所開設許可証の書換え交付 | 家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料 | 一件につき 一、七〇〇円 | 交付のとき |
| 一五 家畜改良増殖法施行規則第三十九条第一項の規定による家畜人工授精所開設許可証の再交付 | 家畜人工授精所開設許可証の再交付手数料 | 一件につき 一、七〇〇円 | 交付のとき |

(大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例の一部改正)

第二条 大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例(平成
二十八年福岡県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第五号中「三四の項、三七の項及び四〇の項」を「一五の項、三六の項、三九
の項及び四二の項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規
定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十五号

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の一部
を次のように改正する。

第二十一条第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分
の百十」を「百分の百五」に改める。

第二条 福岡県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、
「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

(福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第
七十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「
百分の百六十五」に改める。

第四条 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正す
る。

第六条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十
五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(福岡県一般職の任期付職員等の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 福岡県一般職の任期付職員等の採用等に関する条例(平成十四年福岡県条例第
五十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第六条 福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第七条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

付則に次の一項を加える。

5 地方公務員法第二十二條の三の規定により臨時的に任用された職員に令和二年十二月に支給する期末手当の額は、第六條第一項の規定にかかわらず、福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和二年福岡県条例第四十五号)第一條の規定による改正前の県職員給与条例第二十一條第二項に規定する方法により算定した額とする。

(福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正)

第八条 福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(令和二年十二月に支給する期末手当の額)

3 会計年度任用職員に令和二年十二月に支給する期末手当の額は、第十三條第二項の規定にかかわらず、福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和二年福岡県条例第四十五号)第一條の規定による改正前の県職員給与条例第二十一條第二項、福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和二年福岡県条例第四十八号)による改正前の警察職員給与条例第二十条第二項又は福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和二年福岡県条例第四十七号)による改正前の学校職員給与条例第二十条第二項に規定する方法により算定した額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二條、第四條及び第六條の規定は、令和三年四月一日から施行する。

福岡県告示条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二條第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十六号

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第四項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第二条 福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四條第四項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二條の規定は、令和三年四月一日から施行する。

福岡県告示条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二條第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十七号

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第五十一号)

）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

第二条 福岡県公立学校職員との給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

福岡県告示式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第四十八号

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

第二条 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。